

東京会場

# 内容紹介





## 第 1-1 部 パネリストによる基調報告

安川 雅史 (全国 web カウンセリング協議会理事長)

### 【横田】

皆さんこんにちは。今日はお休みの日でしかも非常に天候の悪い中、このシンポジウムにお集まりいただきまして心より感謝申し上げます。私は進行役を務めさせていただきます公益財団法人人権教育啓発推進センターの理事長を務めております横田洋三と申します。今日は一人権の専門家というか、人権に関心のある一人として進行役を務めさせていただきます、パネリストの皆さん、そして会場の皆さんと本日のテーマについて考えていきたいと思っております。

今日のシンポジウムのテーマは、「インターネットと人権～今、ネットで何が起きているのか～」でございます。最近、東京の三鷹で、女子高生が殺害されてしまうという残念な出来事<sup>1</sup>がございました。そこでネットが一定の悪しき役割を果たしてしまったという報道がありまして、そのこともこの後のパネリストの皆さんのお話の中で出てくるかもしれませんが、それだけではなくて、同じような、また関連する様々な問題がネットの世界の中で起こっています。ところで、ネットの中で、一体何がどういうふうになっているのかっていうことが、なかなか一般の人、それから私のような素人の場合には分からない部分も多いのです。しかし、大変重要な問題なので、このことについて私どももしっかり理解する必要があります。インターネットというのは決して悪いことばかりではなくて、むしろ私たちの生活をより良くするために役立っているところも数多くあります。人権を促進する上でも役立っているところがあります。先ほど主催者挨拶の中で人権擁護局長がおっしゃられましたように、今日のこのシンポジウムが終わった後に、この会場に来ることができなかった多くの方々にも、(動画共有サイト) YouTube (ユーチューブ) などを通じて、内容をお伝えすることができるようになってきております。

このように、ネットには人権にとって非常にプラスになる側面もあるのですが、その一方でいじめや犯罪、そしてプライバシーの侵害など、インターネットが人権にマイナスに作用する、そういう側面も出てきているように思います。本日はインターネットに関連する様々な分野で大変造詣が深く、また実際にいろいろな問題を通じて実践活動に関わっておられる3人のパネリストにお越しいただきました。

この3人の方に、お一人当たり約30分という短い時間ではありますが、それぞれの御専門の立場からお話を伺って、そのあと会場からの御質問や御意見を集めて質疑応答に移らせていただこうこう思っておりますので、会場の皆さんも私たちと共に考えるということで御協力をお願いしたいと思います。

それでは最初の発題をしていただきます。安川雅史さん、よろしくお願いいたします。

### 【安川】

全国webカウンセリング協議会に寄せられるLINE (ライン) 絡みの相談は、2013 (平成25) 年度は、2012 (平成24) 年度の10倍を超えました。

LINEとは、携帯電話 (スマートフォン・フィーチャーフォン) ・パソコン向けのインターネット電話やテキストによるチャットなどのリアルタイムのコミュニケーションを行うためのインスタントメッセージングのことです。無料で利用できるサービスが多いこともあり、日本だけではなく、世界中で3億人を超える利用者がいます。中高生をはじめ、幅広い年齢層にLINEを介して発生するいじめ

1 2013 (平成 25) 年 10 月 8 日、東京・三鷹で、かつての交際相手から女子高校生が刺殺された事件。三鷹女子高生ストーカー殺害事件。

や援助交際、恐喝などといった事件は2012（平成24）年頃から多発傾向にあります。

最近では、地下鉄や電車に乗っていると、小学生、中学生でもスマートフォンを持っていることに驚きます。また、LINEをやっている子も多数見掛けます。スマホ片手にLINEやゲームをやりながら御飯食べている子も多いようです。子ども部屋までスマホを持ち込んでLINEをやりながら勉強している子もいます。夜中の2時3時になってもずっとLINEをやっている睡眠不足になる子も増えています。子どもたちから「LINEってどこでやめればいいのですか?」といった相談も増えています。人の気持ちが分からなくなったら、このようなことやってしまうのです。親の気持ちが分からないからずっとLINEをやりながら御飯食べているのです。夜中までLINEをやって、お互いに成績を落とし合うのは、表面上だけ友達のふりをしている人がやることです。



安川雅史さん

深夜の2時3時までLINEをやっている、学校では居眠りする子も増えています。先日、ある学校の保健室の先生に聞いた話です。「今、保健室が夜遅くまでLINEをやっている子の睡眠の場所になっている。本当に具合の悪い子が保健室を使えなくなっている。どうしたらいいですかね」なんてことを言っていました。これは明らかにおかしい状況です。親は、御飯の時でも「お母さん、毎日一生懸命御飯作るからちゃんとお互いに顔を見ながら御飯を食べよう」と言うべきです。「友達に言っておきなさい。うちの母親は鬼婆だと言っていいから、この時間はLINEできないから御飯食べ終わってからやろうよ」と。勉強の時も「本当に裕子はトモちゃんのこと大切に思っている、ユキちゃんのこと本当に大事。本当に大事だったらお互いに成績落とし合うようなことしないでしょ。夜中の2時3時までLINEやっていると学校で居眠りしているのは、友達とは言えないでしょ？友達のふりをしている人がやることでしょ。お母さんはあなたにちゃんとした友達を作ってもらいたい。友達だったらちゃんと言え分かるはずよ。そんなことも言えない時点で、友達とは言えないよ」と、きちんとと言える親にならなくてはいけないのです。

では、LINEをやり始めると、なぜ子どもたちはハマるか。LINEを介したコミュニケーションは1対1でもできますけども、最高100人まで登録することができて、グループチャットで大人数でも同時にやり取りができてしまうのです。一人一人が書き込むメッセージは短文です。その書き込みを読んだら「既読」という文字が付いてしまいます。既読という文字が付いたのに返信しなかったら、『無視しているの?』っていうことになって、学校に行っても無視されてしまう。さらに短文で書き込まれたメッセージは、感情的にもなりやすいですね。人間は、顔を見合せて話をしていると、「ああ、こういう気持ちで言っているのだな」という細かなニュアンスが相手に伝わりますが、短文の場合は誤解を招きやすいと言えます。書き込んだ人は冗談のつもりでも、読む人によっては冗談だと受け止めない場合もあります。子どもたちに話を聞くと、授業中でもLINEをやっている子が結構いるとのことでした。携帯電話でメールを入力している場合は、先生たちは気付くようですが、スマートフォンを机の上において指で操作していても、先生から見たら勉強しているようにしか見えないようです。学校の先生方もみんな授業中静かだと言って言っています。それは、LINEに夢中になり話をする子が減っているからです。そのことを、LINEの中で注意した子がいました。「ねえ、みんな、授業中LINEやめようよ」と。そうしたら、「お前、うざいよ。むかつくんだよな。お前死ねよ」と一気にその子が誹謗中傷されてしまいました。注意した子は、その後、精神的に参ってしまって学校に行けなくなってしまいました。この子の言っていることが正論です。しかし、「授業中のLINEはやめようよ」とつぶやいたことが原因で、「お前死ねば」などと言われるようになってしまう。これは、面と向かって言葉で言われるよりもつらいです。文字として残ってしまうと、一斉にみんなの目にさらされてしまうのです。

夏休みの期間中に、このようなことがありました。海の家で短期のバイトをやっていた高校生の子がいたのですが、バイトに集中したいからスマートフォンを持たないで海の家に行ったのです。持って行ったらどうしてもそれにハマってしまうからということで、あえて持たないで行ったのです。バ

イトをしている期間中もほかの子たちは、みんなでいろいろとLINEでやり取りをしていて、「あいつ、一体どうしたんだ？あいつLINEに入ってこないよな」という話になりました。すると誰かが、「あいつ死んだんじゃないの？」なんてつぶやいたのです。そうすると、「ああ、あいつ死んだんだ。だから連絡来ないんだ。花でも添えておいてやろうか」なんてことになってしまいました。その後、バイトを終えたこの子が、海の家から帰ってきて、みんなに連絡を取ろうと思ったけども、みんなから一斉に無視をされてしまいました。学校に行くとその子の机だけが教室の外に出されていました。花瓶に入った白い花までが添えられていたのです。その子がクラスメイトに話し掛けても、みんな聞こえないふりをして無視したのです。この子は精神的に参ってしまって、すぐに私たちのところに相談に来ました。「これから先、僕はどうしたらいいんでしょうか」という相談でした。その子は、それ以降スマートフォンは怖くて持たなくなりました。スマートフォンを解約して普通の折り畳み式のケータイに変えてしまいました。

また、このようなケースもありました。LINEのグループで自分が発言すると、みんなから一斉に無視をされる。誰かが何か発言(書き込み)すると、そうだよな、そうだよなってリアクションがあるのに、その子が発言するとみんな一斉に無視して別の話題に変わってしまうのだそうです。そしていつの間にか学校でみんなと一緒に御飯を食べていても、どうも会話がかみ合わない。それは友達同士でその子だけを除外して、もう1つ別のLINEのグループを作っていてそこでみんなやり取りしていたのです。このように子どもたちの中でもLINEにハマってしまって、それによっていじめに遭っている子どももいるのです。既読という表示が出ているのに返信がなかったら、「私のことはどうでもいいと思っている……」と悪いほうに考え人間関係が悪くなってしまうケースも多いです。また、未読のままでも、「なんであいつは、未読のままなんだ」とイライラしてしまう子も多いようです。

全国の各地に講演活動等で訪れますが、学校によっては、「LINE禁止」なんて言っているような学校もあります。しかし、それでは、かえって問題が見えづらくなってしまいます。「LINE禁止」といくら言っても、子どもたちがLINEを素直にやめるわけがありません。そのような状況の中で、仮にいじめが発生したとしても、禁止されてしまっているがゆえに、学校の先生にも相談できない状況になってしまい、いじめがより陰湿化してしまいます。「お前、学校でLINEやるのは禁止しているだろう」と。「なんでLINEなんてやっているんだ。だからそういう目に遭うんだ」と怒られる。だから相談もできずに追い込まれていくのです。

関東の高校生のカップルがいました。この二人は互いの写真をやり取りしていたのですが、だんだんエスカレートして行って、キスをしている画像などもブログ<sup>2</sup>等にアップロードしていて、さらには裸の画像も送り合っていました。その後、そのカップル別れました。男の子は、当時付き合っていた女の子の裸の画像や局所のアップの画像をクラスの男の子のLINE仲間にみんなに回してしまったのです。LINEで画像が回ってしまうと対応が本当に難しいです。ネット上にアップされたものであれば、管理者に削除依頼を送れるかもしれませんが、LINEは閉じられた空間です。学校関係者もどうしようもないと言います。一人一人のスマートフォンを取り上げて、「お前、画像を削除したのか」なんて問いただすことはできないと。プライバシーの問題もありますからね。本人が削除したと言ったらそれを信じるしかない。学校側ももうお手上げ状態だと言っていました。

また、スマートフォンを買い与えた親に、「スマートフォンを使いこなせているのですか？」と尋ねてみました。すると、親は「スマートフォンとか、私、そういうの分からないから、使いこなすのは無理、私はこれで十分」などと言って普通のケータイ使っているのです。スマートフォンは、小型のパソコンであって、もう単なる携帯電話ではないのです。もしも、包丁を使いたって子どもが言ってきたら、「自由に使いなさい」なんて渡すような親はいませんよね。「包丁は使い方によってはとても危険だからこういうふうにするのよ」とか、「お母さんもそれほど上手くないけど、一緒に勉強していこう

2 インターネット上に覚え書きや論評などを加え記録(log)しているウェブサイトの一種。もともとは「WebをLogする」という意味でWeblog(ウェブログ)と名付けられ、それが略されてBlog(ブログ)と呼ばれるようになった。

よ」と言って、使い方を教えますよね。包丁を子どもと一緒に使って、「リンゴはこうやってむくのよ」なんて言って包丁を渡すのは分かりますよ。親がLINEやスマートフォンの扱い方を理解もせずに子どもに使わせることは、「お母さん包丁ってあんまり使ったことないけど、あんたこれ自由に使いなさい」と言って刃物を渡すのと同じことです。親であれば自分の子どものやることに責任持たなくてはなりません。子どもたちが引き起こすトラブルは、放置しておくといくら大きくなり取り返しがつかない状況までいってしまいます。親としてやるべきことをやっていけば、人の気持ちが分かる子どもに育っていきます。LINEをやりながら御飯食べている子どもは、人の気持ちが分からない子どもに育ってしまったということです。勉強するときもお互いに邪魔しなはずと成績を落とし合う、そんな子どもに育てちゃいけません。親としてやるべきことをやっていないと、綻びはどんどん大きくなってしまいます。

このようなトラブルを起こす子どもは、Twitter<sup>3</sup>などで同じようなトラブルを起こしています。Twitterの別名は「バカ発見器」とか「バカッター」とか言われています。何にも考えないで、相手のことを思いやることもなくつぶやき、取り返しがつかないことをしてしまう子どもは多いです。自分がつぶやくことによって、「みんなから反感を買わないかな」とか、「誤解を招くようなつぶやきしていないかな」とか、そのようなことは全く考えていません。何にも考えないでつぶやいたり、人のプライバシーに関わることを書き込んだり、画像を掲載したり、このようなことを平気でやってしまう。何も考えずにやってしまったことが、後々まで重大な重荷を背負うことになるのです。

震災（2011（平成23）年3月11日の東日本大震災）があった日、（東京）都立高校に通っている女の子が、下校途中、ケータイ片手にメールしながら、自転車で歩道を走っていました。向こうからおばあちゃんが歩いてきました。でも、その子はおばあちゃんのことを見てなかったのです。自転車ではねられたおばあちゃんは、車道の方に吹っ飛んでいきました。その子は、はね飛ばされたおばあちゃんに向かって「ババアむかつくだよ」と悪態をついて、そのまま家に帰りました。

その途中で大地震（東日本大震災）は発生したのです。家に帰ると、家の中は足の踏み場もないくらい滅茶苦茶な状態になっていました。その子の家には同居しているおばあちゃんがいました。そのおばあちゃんは、何が起こったのか分からずに一人でパニックになっていました。その子は、自分のおばあちゃんに対して、また腹が立ったのです。「ババア仕事もしてないんだから片付けくらいやれよな」と罵声を浴びせ、自分のおばあちゃんを殴り始めたのです。その時、友達から連絡がありました。「びっくりしたよね。すごい地震だったよね。こんなことめったにないから、せっかくだからみんなで地震の記念にプリクラ撮ろうよ」と電話がありました。「私たちまだラウンドワン<sup>4</sup>にいるんだけど、ここまだ閉まっていないから、早くおいでよ。早く来ないと閉まっちゃうよ」「電車とか全部止まっているみたいだから近いから自転車でおいでよ」と。その子は慌ててラウンドワンに行って不謹慎なプリクラを撮ったのです。東北大地震と書き込んでピースをしたプリクラを自分のブログに貼ったのです。でも、親とか先生に見られちゃまずいと思っていたのじゃないかな。友達しか見ることができないように、パスワードは掛けていました。しかし、世の中には、パスワードを解読することを趣味にしている人がいるのです。未成年がパスワード設定しているということは、「どうせこいつら何か見られてはまずいことをやっているんだろう」と。この子のパスワードも解読されて中に入られて、それまでブログに書かれていた内容や画像などをすべてネット上に公開されてしまいました。「こいつ自分のおばあちゃんに虐待している」「ひき逃げの犯人だ」「高校生の分際でこいつタバコ吸っている、バカか」と叩かれました。当然、個人名や学校名もさらされていますから翌日学校には朝からクレームの電話が鳴りっぱなしになりました。一度このようにネット不謹慎な画像や書き込みが出してしまうと、あっという間に拡散されてしまいます。

この件について学校側から相談が来ました。私ども（全国webカウンセリング協議会）の方で管理

3 ツイッター：140文字以内の短文を投稿できるブログ形式の情報サービス

4 ボーリング場などの複合エンターテインメント施設

者に削除依頼を送るなどの対応をして、なんとか、2ちゃんねる<sup>5</sup>の大元の書き込みは消すことができました。ただ、すでに情報が拡散し過ぎていて、お手上げ状態でした。大元を消しても問題解決にならないのです。この子は、学校から当然処分を受けました。それでは、処分を受けたらこの子の罪は許されるのかというと、そうはならないのです。この子は、この罪をずっと背負って生きていくことになるのです。ネット上で、画像検索とか名前検索すると、先ほどお話しした内容が全部出てきます。いろんな企業を回っていると、採用担当者の口からこういう話を耳にします。「今の若い子たちは、マニュアル本とか読んで、面接は完璧にこなせるように練習してくる。しかし、先生、今はそういうことだけで、その人を判断していませんよ」と言うのです。「今の子は、TwitterをやっていたりFacebook<sup>6</sup>をやっていたりするんで、我々の企業サイドにとって、それらが判断材料になるんですよ」と言う。「さっきの子は、確かに面接の対応は完璧でした。しかし見てください。先生だったらこの子採用しますか?」と。「この子、高校生の頃からタバコ吸っているんですよ。Twitterの書き込みもずっと見せてもらったけど、この子はたばこの銘柄まで書き込んでいる。先輩とも酒を飲みに行ったりもしているんです。この子、多分どこの会社の面接受けても難しいと思いますよ」と。

SNS<sup>7</sup>などへのネット上の書き込みは、いつか消えるだろう、と多くの人は考えるかもしれませんが。しかし、それは甘いですね。ずっと残り続けていく可能性があります。先ほどお話しした子が、将来結婚を考えた時に、相手が自分の恋人のことをネットで調べて、ひどい内容の書き込みを見つけてしまうと、結婚をためらってしまうかもしれません。また、将来その子が成人して母親となった時に、お子さんが何気なく自分の母親のことを検索して、ひどい内容の書き込みを見つけてしまったら、お母さんのことをどう思うだろうか。悪ふざけでは済まされないのです。余りにも重すぎる代償です。

ある親御さんが、亡くなられた息子さんのことで、私ども（全国webカウンセリング協議会）のところに相談に来られたことがあります。知り合いから「お宅のお子さんがネット上でさらし者にされている」と聞かされたのだそうです。かわいそうだから何とかしてあげた方がいいと。お母さんはまさかと思って自分の子どもの名前を検索をかけると、死亡記事だけではなく息子さんの顔の画像や付き合っていた女の子の画像、そしてブログの書き込みの内容までネット上にアップロードされていました。子どもたちが書き込んだ内容やプロフィールサイトの内容などが、亡くなったからといって自動的に消えるものではないのです。死んでもこの世にずっと残っていく。それを元に批判されることもあるのです。

このようなことをやってしまう子どもに共通していること、それは親や学校の先生方の無関心です。子どもたちのSNSなどへの書き込みを例に取っても、「自分たちの学校は大丈夫」だとか、「そんなの学校と関係ない、家庭の問題だ」なんて、何の根拠もなく言い張っているのです。そのような学校ほど問題が起こります。

今の子どもたちに「学校を受験する上で何を一番参考にしてている?」と聞くと、パンフレットや学校見学ではなく、「ネットの書き込み」という答えが多数を占めます。自分が受験したい学校の名前で検索をかけて、そこでタバコを吸っている画像や学校の先生の悪口などの書き込みを見付けると、一気にその学校を受けようという気持ちはなくなるといいます。さらに、LINEを使って、その悪評を友達に広めると言う子もいました。「あの学校やめておいた方がいいよ、評判悪いよ」なんてことを書き込むとあっという間に学校の評判なんて落ちてしまう時代なのです。

学校の先生方も、自分たちの学校を守ろうという意識を持たなければなりません。子どもたちもそうです。ネットで、たとえば「〇〇ちゃんこないだキスしているような画像載せていたよね」とか「先生の悪口書いていたよね」なんて。子どもたち同士では、結構分かっているのです。しかし、自分の

5 日本最大の電子掲示板サイト

6 フェイスブック：インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービスの一つ。実名登録制で個人情報の登録が必要。13歳以上であれば無料で参加でき、利用者は全世界で10億人を超える。

7 Social Networking Service:社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービス。代表的なサービスとして、日本ではmixi、GREE、Mobage、Ameba、世界ではFacebook、Twitter、Google+、Myspace、LinkedInなどがある。

ことでないと思い込んでいます。自分の通っている学校の評判が落ちるということは、自分の評判を落としていることになるのです。「ああ、あの学校の出身者すごいね」って言われるのと、「ああ、あの学校ね。最近ネットでいろいろ叩かれているよね。なんかまずい書き込みも多いしさ」と言われるのは全く違うのです。しっかりと子どもたちにも、みんなで自分たちの学校を守っていこうという意識も持たせなければならないのです。親の無関心と学校の先生方の無関心によりネットトラブルは発生するのです。しっかりと大人が教えてあげればこのようなトラブルもなくなっていくし、ネット上でのいじめというのも少なくなっていくはずなのです。

**【横田】**

安川さん、どうもありがとうございました。具体的な例を挙げてインターネット、LINE、Twitterなどの子どもたちの利用の仕方の中にある問題点を私たちに教えてくれまして、同時に、それにどう親や学校が対応すべきなのかというようなことについて、非常に分かりやすくお話が伺えたと思います。



会 場 風 景

## 吉川 誠司 (WEB110 主宰)

## 【横田】

続きまして吉川さんに問題提起をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 【吉川】

私の方からは、インターネット上の人権侵害の現状と課題についてお話をしたいと思います。

人権といいますと、女性の人権や子どもの人権、犯罪被害者の人権など様々な客体といいますか、その属性の方々の人権というのが存在して、それぞれにいろんな問題があるということは御存じの通りだと思いますが、インターネットと人権という関係でいうと、インターネットそのものは人ではありませんから人権を持っていません。ですから「ネットが人権侵害の道具として使われたときの問題」というふうに捉えることだと思っているんですね。

インターネットが人権侵害の道具として使われるというのはどういうことかという、例えばある人が別の人を誹謗中傷したという時には、それはその書き込みという情報が直接的に名誉毀損にあたるということですね。つまり情報そのものが、誰かの権利を侵害する違法情報になるというものが一つあります。

それからもう一つは直接的ではないのですが、情報そのものが間接的に犯罪につながって、ひいては誰かの人権が侵害されるというものがあります。例えばネット上で「殺人請け負います」という書き込みがあって、それを見て誰かが殺人を依頼したりしますと、殺人事件になって人の命が奪われてしまう。

ですから、私の中では、大きく分けると直接的に人権侵害につながる違法・有害情報と、間接的に人権侵害につながる違法・有害情報があるというふうに、整理しております。

では、まず最初に、直接的に人権侵害につながる違法有害情報にはどのようなものがあるのかをお話しします。それに際して法律の部分から見ていきますと、直接的に人権侵害につながる違法情報としては、例えば「名誉毀損」に該当するような書き込みがあります。それから違法というのはいちと違うのですが、不法行為に近いものとしては「プライバシー侵害」の形で人の肖像を掲載したりだとか、盗撮したりだとかそういうのがあります。また「脅迫・嫌がらせ」などは、いじめの場面でもよく使われるものだと思いますね。それらについて、いくつか事例を御紹介していきます。

まず「肖像権侵害」とか「プライバシー侵害」に当たるような情報としては、他人の知られたくない様子を無断で写真撮影して公開するというものがあると思います。その無許可の撮影でもレベルがいくつかあるわけですし、比較的権利侵害の度合いの低いレベル<sup>1</sup>としては、有名なグーグル・ストリート・ビュー<sup>8</sup>による街頭の撮影というのがあるかと思えます。

スクリーンで御覧いただいている事例のうち、右の上と左の下の例は、御本人は撮影されていることはもとより、こういう形で地図と連動して自分の姿が世界中の人に見られていることを知らないと思うのですが、いずれも余り、人には知られたくない場所にいるわけですので、本人の気持ちを考えると、これはプライバシー侵害に当たるのではないかと思います。



吉川誠司さん

8 2007（平成19）年にスタートした、Googleがインターネットを通じて提供しているWebサービス。世界各地の大都市圏を手始めとし、カメラを地面から高い位置に搭載した車両を多数走らせて撮影した道路沿いの風景が、Googleマップで表示される。

左下は、私がたまたま会社に出社してから近所の喫茶店にコーヒーを買いに行く途中で撮影されていたものでして、私は全然気付いていなかったのですが、会社の同僚に教えられて初めて知ったわけです。私の場合は、コーヒーを買いに行く途中だったからまだよかったです。この右の写真のように、ロマンポルノの劇場に入るところだったら恥ずかしくて、こんなところで紹介できませんけどね。

問題は、軒並み無許可で撮影しているということと、それから削除するための手段がサービス開始当初はかなり限定されていまして、削除するためにはGoogle（グーグル）の本社に英語で削除依頼の要請を直接送らなければならなかったんですね。ネットを使っていない人はどうやって削除要請するんだって話だったわけですが、その後、いろいろと苦情がグーグルに寄せられて、現在では画面上で簡単に報告フォームが送れるようになっていきます。本来であればこういう、人々のプライバシーに関する情報を公開するのであれば、あらかじめ撮影にあたって事前に説明して許諾をとり、極力プライバシー侵害につながるような場所での撮影は控えるだとか、そういった想定される問題点を十分検討した上でサービスを開始すべきところ、結果的に事後的な対応になってしまったことが問題ではないか、と言われております。

それからレベル2になってきますと、少し権利侵害の度合いが上がってきます。左側の写真は、街行く女子高生の姿をこっそり撮影して、ネット上のサイトにアップしていたというものです。中には、生徒の顔がはっきり分かるようなものもありました。これは後に、迷惑防止条例違反ということで検挙もされておりまして、サイトはもう無くなっております。右側の写真は、最近問題になっていきますけれども、他人の迷惑行動を撮影して「こんな迷惑なやつがいたよ」という形でTwitterに投稿する行動ですね。ところが、結果的にその行動自体が新たな加害行為になっているということに、投稿した本人は気付いていないのかなというところですね。もちろん電車の中で宴会騒ぎするという行為自体は迷惑な話ですけども、だからと言ってそれを勝手に撮影して、ネット上に公開していいという話ではない、ということです。

それからレベル3は、完全に犯罪の域に達しておりまして、いわゆる盗撮です。軽いものではスカートの中を隠し撮りといったものから、悪質なものではトイレの盗撮というものまで、女性にとっては非常に由々しき問題があります。ネット上には、そういう盗撮された写真を専ら投稿するための画像掲示板などもありまして、スレッドのタイトルを見ただけでも、どういうものが投稿されているのが容易にうかがえます。

この盗撮に関しては、最近特に顕著になってきたわけですが、その要因として考えられるのは、一つはカメラの小型・高性能化だと思います。以前は盗撮するとしたらフィルムカメラかビデオカメラだったんですけど、目立つので盗撮には不向きですよ。ところが技術の進歩に伴い、携帯電話にカメラが付くようになり、スマートフォンでは音を消して撮影できるようになり、果ては最初から盗撮するために作られたような偽装型のカメラが、ネット上や店頭などで販売されております。また最近では、グーグルがグーグル・グラス<sup>9</sup>というのを開発して、そう遠くない将来、市場に投入されるそうですが、それを使えば、撮影した写真や動画を、その場ですぐにネット上にアップすることも容易にできてしまうんですね。ですので、使い方を間違えると、これもまたプライバシー侵害の道具として悪用されかねない、といったことを危惧しています。そして、ネット上にそういう画像等を投稿できるような、動画配信サイトや画像掲示板などがあるということも要因の二つ目にあるかなと思います。

次に、同じプライバシー侵害とか名誉毀損の事例ではありますが、こちらは犯罪の加害者になった方々の身元を特定して暴露するという類の行動です。スクリーンで御覧いただいているのは、大津のいじめ自殺事件<sup>10</sup>で加害者となった生徒と、その担任の先生の写真がアップされているサイトの様子です。少年犯罪の場合には匿名報道が原則ですから、マスコミによる報道では加害者の情報は表

9 グーグル社が開発しているメガネ型のヘッド・マウント・ディスプレイ (HMD) 方式の拡張現実ウェアラブルコンピュータ。

10 2011（平成23）10月11日に滋賀県大津市内の市立中学校の当時2年生の男子生徒が、いじめを苦に自宅で自殺するに至った事件。事件前後の学校と教育委員会の隠蔽体質が発覚、問題視され、大きく報道された。翌年には本事件が誘因となっていじめ防止対策推進法が国会で可決された。

には出てこないんですけども、この事件の関係者を知っている人などが情報をさらしあうことであるという間に個人が特定され、ネット上で公開処刑（私刑）の状態にされてしまうんですね。先ほど安川さんの方からも「炎上」<sup>11</sup>の話がありましたけれども、ああいった炎上騒ぎになるようなことをした本人に関しても同じように個人特定が行われて、さらしものになることが最近多いですね。それから、いじめそのものはインターネットが手段として使われているのではなくても、そのいじめている様子をカメラで撮影してネット上にアップすると、それはネットを使った人権侵害になってくるわけですので、御覧いただいている画像は、そういう類の動画の一例であります。

また、いじめと同様に児童虐待というのも児童に対する著しい人権侵害ではありますが、それ自体は従来からありました。しかし先ほどのいじめと同じように、それを撮影してネットにアップするとまた別の問題が発生してくるわけですね。例えば先ほどのいじめの動画もそうなんですが、ネットにアップされなければ、いじめはその場で終わって、それ以降いじめを繰り返さないようにすれば人権侵害はそこで止まるわけですけども、ネット上に出てしまいますと、いくら元のいじめが収まっても、その動画自体が新たに名誉毀損という人権侵害として継続し続けるという問題があります。ですので、従来からあるいじめと、いじめの様子を撮影してネット上にアップすることの二つについては対応を分けて考える必要があります。

そして、個人的に最も深刻だと思う問題としては、素人の女性の裸の写真が何らかの理由でネット上に流れてしまって、そこからこれは誰だということで本人探しが始まって、個人情報と紐付けられた形でネット上にさらされてしまうという流出事件が挙げられます。一番多いのは、ファイル交換ソフト<sup>12</sup>を使っているユーザーが暴露ウイルス<sup>13</sup>に感染して、その人のパソコンの中の画像データや個人情報、様々なものがファイル共有ソフトのネットワークに流出してしまうことです。それを知った人が、たちまち2ちゃんねる掲示板のニュース速報等<sup>13</sup>に書き込んで一報報じることで、インターネットの利用者が知ることになります。画像が電子掲示板に貼られますと、多くの方の目に触れることとなりますし、ダウンロードされてまた別の所に転載されてしまいます。

さらに、騒ぎが大きくなると、必ずマスコミもそれを嗅ぎ付けますので、新聞や週刊誌に掲載されてしまったりするわけですね。その記事の中では、流出した写真にぼかしやモザイクが入れられているとはいえ、その画像が転載されることによって、人々の興味をあおって、どこにあるんだ？ってことで新たにその画像をネット上で探すという行動のきっかけを作ってしまうこともあります。

つまりもともとは、ファイル共有ソフトのネットワークに流れていただけだったものが、わざわざそのことをネット上で多くの人々に知らせる人がいたり、個人が特定された挙句、その方の学校だとか勤め先だとか友人に教えて回ったりしたり、画像を拡散したりしてしまう。要は、その後に様々な人が被害拡大に加担していくことにより、どんどん被害は深刻になっていくということなので、対処法として一番いいと思われるのは、騒がずにそっとしておくのが被害を最小限に抑える方法であるということになりますよね。

では、なぜ流出した画像に写っている人や少年犯罪の関係者の個人が特定されてしまうのかといいますと、最近では一人で複数のSNSなどを利用している人が少なくありませんから、そういうサイトで公開しているプロフィールやその人がつぶやいた内容などといった断片情報を集めていくことで、おおよその人物像ができてしまうんですね。もちろん中にはマスコミの方が事件の取材できるように、対象者の知人などに「この人の写真を持っていませんか？」と聞いて回って、過去の卒業アルバムの写真などを入手してそれをネットにアップするというケースもあると思います。

ですから、いくら本人がTwitterやFacebookなどを一切やっていなくて、写真もネット上にアップ

11 なんらかの不祥事等をきっかけに、インターネット上で爆発的に注目を集める事態または、状況を差す。

12 インターネットを通じてファイルを不特定多数で共有することを目的としたソフトウェア。ファイル共有ソフトとも呼ばれる。代表的なものとして、Winny、WinMX、BitTorrent などがある。

13 感染するとコンピュータ内部の情報をファイル共有ソフトのネットワークやインターネットにおいて不特定多数の人が見られるようにするコンピュータウイルスの総称。代表的なものとしてトロイの木馬などがある。

していなかったとしても、アルバムを持っている同級生等がスキャンして画像データとして送ってしまいますと、それがネット上に出してしまうということもありますから、被害者としてはもはや自分の情報が出ていくのを完全に抑え込むのは難しい。そうするには社会的な関わりを一切立って、誰とも付き合わないってことしかないわけですが、それは現実的な話ではないですね。

それから、なりすましの問題があります。これはインターネットが厳格な本人確認を必要とせず、いろんなサービスを利用できるというところに端を発していると思うのですが、例えばTwitterで簡単に学校の先生になりすまして、保護者だとか生徒の悪口なんかを書いたりできるわけで、本当にその先生が作ったアカウントだと信じた人から見ると、その先生の信用は失墜してしまうんですね。書き込まれている内容が余りにも露骨な場合には、ちょっとおかしいなということで、見た人が本人（先生）に「こんなTwitterがあるけども、本当に先生がやっているんですか？」と聞くこともあるでしょうが、微妙な中傷の場合にはそういう確認すらしてもらえないまま、「もうあんな先生無視しようよ」ということで本人が知らないところで、自分の知らないところで自分になりすました人によって、自分の人格がおとしめられてしまっていることもあり得るんですね。なりすましの被害に遭った時に、自分が本物です、書き込んだ人は私ではありませんということを証明するのもなかなか難しいですね。もともとアカウントを登録するときに本人確認が必要なくて匿名で手続きできる場合、なりすまされた自分が本人が身分証明書で証明しようとしても事業者としては、突き合せて確認するデータをそもそも持ち合わせていないということになります。なりすましというのは攻撃の手法、他人をおとしめる手法としてはそれほど強力なものではないにしても、じわじわとボディブローのように効いてくるやり方かなというように思っています。

それから、今日はマスコミの方もこの会場にいらっしゃっているかと思われまので、なかなか申し上げにくい話しではありますが、実名報道がインターネット上に大きな爪痕を残すということについて、私が思うところをお話したいと思います。例えば誰かが逮捕されましたとすると、容疑者が成人の場合、基本的には新聞などで実名報道されますよね。インターネットがない時代であれば、新聞記事を見た人は、一度見れば次の日にはもう古新聞の束に積み重ねて、1か月も経てば誰が逮捕されたかなんて忘れてしまうと思います。しかし、今はネットがありますから、ネット上に出た実名報道の記事がブログや掲示板などのいろいろなところでそのまま複製されて残ってしまうんですね。そうすると後で不起訴や無罪になったとしても、その逮捕されたときの情報だけがネット上にずっと残り続けてしまうことになります。有罪になったとしても、刑期を終えて罪を償って社会復帰しようとする段階で、逮捕時の情報が残ってしまっているがために、再就職、社会復帰の際に妨げになったりするという問題があります。

スクリーンで御覧いただいているのは、育児ノイローゼになった母親が自分の子どもを殺してしまった、ということで報道された毎日新聞の記事です。この記事自体は別に悪いとは言わないのですが、ネット上の様々な掲示板でその当時の記事が残ってしまっていました。この記事について、この加害者である母親のお兄さんから相談がありました。自分の妹はこういう事件を起こしてしまって、ショックで自分も自殺を図ろうとしたくらいであったという話でした。この当時のことについて、本当は触れたくないんだけど、今でもネット上に妹の実名が記載されたままのニュースが残っていることを危惧していました。もしこの記事を妹が目にしたら、またショックで自殺を図ってしまうんじゃないかと思うので何とか消したいといった内容の相談でした。本日、私はこのスライドに記事を掲載するに当たって、実名の部分をスミ消しで見えないようにしております。どのような事件が起こったかというのは、必ずしも実名を載せなくても分かると思うんですね。

そこで問題提起が二つあります。1つは「逮捕」＝「犯人」とみなすかのような心証報道が、結果的にその裁判の判決を待たずして、その方に対して刑の宣告をしているのと等しいのではないかということです。逮捕されても、その後不起訴になったり無罪になったりすると、それは犯人でもなんでもないわけですが、テレビなどでセンセーショナルに報道されたものを多くの人が目にしますよね。逮捕されたってことは、多くの人々はこいつが犯人だっていう印象で見ますから、その後どうなったか

というのはよほど社会的関心が高い事件であれば追加で報道されて、身の潔白も伝わるんですけど、小さな事件なんかの場合には、「逮捕」＝「犯人」の印象だけで終わっちゃうんです。いくら後で本人が不起訴になりましたと自分のブログで言おうが、見ているのはごく一部の人々なので、名誉の回復は不完全なものにしかならないだろうと思われます。

裁判では「無罪推定の原則」というものがありまして、証拠を精査していった上で有罪がどうかというのを決めているわけですね。その原則から考えますと、報道も本来は逮捕時にやるのではなくて、起訴された後や判決で有罪が出た後などにやれば、無実な人の実名が多くの人びとの目に触れるということは防げるのではないかと思います。

ただ、そうはいつでも報道は鮮度が命ですから、逮捕されたことを報道せずに裁判の判決を待つなんていうのは、恐らくできないでしょうね。であれば、せめて実名報道じゃなくて原則匿名報道にしておけばいいのではないかと思います。実名報道をする必要性としてマスコミの方々が言うには、その記事の真実味が増すということが言われるのですが、別に実名だから真実味が増すとは、私は個人的には思えません。新聞記事にどこの誰それって書かれていても、本当にそういう人がいるのかなんて分からないわけですから、仮に偽名だったとしても本質は何も変わらないと思います。事件の内容だとか本質は匿名報道でも十分に伝わると思っています。

例えば育児ノイローゼの果てに子どもに手をかけてしまったという事件について、私たちに関係があるのは、誰が犯人か？ではなくて、どうしてそういうことが起こるのか、繰り返さないためには何が必要なのかということだと思うんですね。加害者が実名表記されている必要は全然ないのではないかと思います。むしろそういう実名報道がネット上に放置されることの弊害の方が問題ではないかと思えます。

新聞の場合、後に不起訴や無罪になった場合には、アーカイブ<sup>14</sup>される記事からは実名の部分は消すという方針を取っているらしいのですが、一般のネットユーザーがネット上にある記事情報を転載していくということを考えますと、その原因の発端となる記事自体、最初から原則匿名報道にしておけばいいのではないかと考えます。

次は、間接的に人権侵害へとつながる有害情報の話しをさせていただきます。様々な事例がありますが、冒頭でも少し御紹介したような殺人請負というものが挙げられます。振られた腹いせに、片思いの相手を殺してくださいといった依頼なんかもありますし、自分の恋人をほかの人に盗られたという女性が、盗った女をレイプしてくださいといったような強姦の依頼などもあります。

また、人身売買、臓器売買の事例ですが、「いらなくなった赤ちゃんや子どもはいませんか。高額で買取します。健康体の体であればあるほど高値で買取いたします。部分買いもいたしております」ということで身体や臓器などのパーツごとの買い取り価格が載っています。こんなことが日本で実際に行われているのがにわかに信じ難いわけですが、日本で売買されていなくても、ほかの国に売られていくことはあるのかなと思われます。この情報自体は、誰かの権利が侵害されているわけではないので違法情報ではないのですが、場合によっては名誉毀損のような違法情報以上に、重大なダメージを与えますね。人が殺されたり人身売買されるということになるので。ですので、有害情報という違法情報よりも一段軽く捉えられるイメージがあるかもしれませんが、その情報から派生する犯罪という部分ではむしろ凶悪なものが多くなるのですね。

先ほど、強姦を依頼する書き込みの話しをしましたが、ネット上にはレイプ仲間募集のような掲示板もあり、日々こういったところで同士を募集して、あとは電子メールや実際に会うなどして具体的な計画の打合せなどのやり取りに移っていくのだと思われます。具体的な計画まで進んでしまうと後は実行するのみですので、本来はこういう仲間を募集している段階で有害情報として削除して被害を防止すべきですね。

14 Archive: 本来の意味は、公記録保管所、公文書、または公文書の保存所、履歴などを指す。重要記録を保存・活用し、未来に継承することをいう。

それではまとめに入ります。ネットを使った人権侵害の特徴と問題点の一つ目に、地理的、時間的な制約なしに相手を攻撃できるということがあります。例えば、自分の子どもが布団に入っていると思っていると、実は布団の中で携帯電話を使って友達に嫌がらせのメールを送っているということが十分あり得ます。それから実社会では全く面識のない人から、いきなり攻撃の標的にされるということがあります。その最たる例が、数年前に名古屋のOLの方が、帰宅途中で襲われ殺害されてしまうという事件がありましたが、その時の加害者たちがネット上の「闇の職業安定所」で知り合った、それまで全く面識のない連中だったのです。

こういった場合に、被害者と加害者の間には現実社会での接点がありませんから、殺人事件で警察が捜査するにあたって、交友関係や怨恨などから犯人を辿っていても絶対に行きつくことはありません。そういう意味では、犯人の捜査にあたってはかなり困難な状況になりうるのかなと思います。ですので、ネット上のこういった掲示板などは、攻撃者にとっては非常に効率的で経済的な道具であると言えますが、被害者にとっては全くその逆のものになってしまうということですね。

それから二つ目として匿名性が挙げられます。たとえば学校裏サイトで誰かを誹謗中傷する書き込みがされたという場合、従来のいじめであれば、誰が自分の悪口を言っているのかは聞いていれば分かりますが、ネット上に書かれた場合には誰が書き込んだのか分かりませんよね。私自身も、このような活動をしていて名前がある程度知られてくるようになると、ネット上でいろいろ叩かれたりしたこともありましたが、よもや私とその掲示板に反論を書き込んだところで、私になりすました誰かが私のふりをしていんなことを書いたりすると収拾がつかなくなるので、その場での反論はしないことにしています。対抗言論という法理は、なりすましが可能なネットでの誹謗中傷には通用しなくて、言いたいことがあれば自分のサイトでやることくらいしかできないんですね。またネットいじめの場合は誰が自分を攻撃しているのか分からないので、親友だと思っている友達にもうかつに相談できずに人間不信に陥ってしまうこともあります。これが犯罪の場合には警察が捜査すれば、ある程度は匿名性は打破できるんですけども、一般市民から見れば、その誹謗中傷などが書き込まれた段階では、誰が加害者なのか分からないという意味で匿名性が問題になるということですね。

そしてもう一つは、被害回復の困難性です。特に個人情報や画像などは、一旦ネット上に流出してしまうと、その回収や被害の完全回復は不可能です。名誉毀損の場合も、いくら掲示板などに謝罪広告が掲載されたとしても、そのことを知っている全ての人が見るわけではありませんので、完全な名誉回復は期待できません。ある掲示板管理人は、「嫌なら見なきゃいい」といった主旨のことを言っていました。自分の個人情報がネット上に書き込まれているのに「見なきゃいい」で済むわけがありませんから、やっぱり消すべきものは消す必要があると思います。

それからもう一つ、インターネットには国境がありませんが、法律は国によって違いがあります。また、プロバイダ責任制限法<sup>15</sup>があるものの、国内でしか通用しないという問題があります。そして、インターネットのプロバイダや掲示板などの管理人側の規範意識に、被害救済が大きく左右されるというところがあり、管理人が善良な人であれば誹謗中傷の書き込みがあったら速やかに消してくれるのですが、管理人が反社会的な思想の人の場合には判決が出ても無視するというようなことがあって、被害者が泣き寝入りせざるを得ない場合があるということです。

以上、インターネット上の人権侵害の現状と課題についてのご報告でした。

## 【横田】

吉川さん、ありがとうございました。吉川さんの場合には、具体的に違法・有害情報、これが直接的に人権侵害になる場合と間接的に人権侵害になる場合とがあって、しかもその中には犯罪性の濃い

15 インターネット上でプライバシーや著作権の侵害があったときに、プロバイダが負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律。正式名称は「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（2002（平成14）年5月27日施行）。

もの、それから犯罪性は濃くないけれどもいろんな形で被害を受ける場合があるということを、非常に分かりやすく例を挙げて示していただいたと思います。その問題性の中には、加害者がはっきり分からない匿名性がある、あるいは名誉回復が簡単ではないといったことがある。そして、国を越えてのインターネット上での加害情報の提供ということになると、これは現段階ではきちんとした対応が難しい状況であるといったような、様々な問題点があるということを含めてお話しをしていただきました。

後ほど、会場からの質問等を含めて、また問題点を深めていただきたいと思います。

**渡辺 真由子** (メディア・ジャーナリスト、慶応義塾大学 SFC 研究所上席所員〈訪問〉)

**【横田】**

それでは、最後に渡辺さんからネットリテラシーを中心にお話を伺いたいと思います。お願いいたします。

**【渡辺】**

皆さんこんにちは。渡辺でございます。恐らく今回の登壇者の中で私が一番若いのではないかと思います。あえて年齢は伏せさせていただきますけれども、私も子どもに割と近い立場であるということで、これまでいろいろと子どもによるネットの利用実態というものを取材してまいりました。今日はそうした経験に基づきながら、子どもたちに今求められているネットリテラシー教育とは何なのか、という点をお話しさせていただきます。

本日の報告概要は、まず、そもそもネットリテラシーというのは何なのだろうか、ということをお話させていただきます。次に、ではネットリテラシーと言っても何を教えればいいのかということ、そして青少年が巻き込まれやすい人権問題、この3つに焦点を絞ってお話をさせていただきます。ネットいじめ、悪ふざけ画像、性被害などについて、そしてネットリテラシーを子どもたちにどう教えるかということで、学校、家庭、本人の教えるべき方法についてお話させていただきます。最後にネット関連企業や国の対策の在り方についての提案をさせていただければと考えております。

ではまず、ネットリテラシーって何なのだろうということで、あまり聞き慣れないという方もいらっしゃるかもしれません。これは、大きく二つの能力に分けられるんですね。基本的にはインターネットが持つ特質。つまり従来のテレビや新聞などとネットはどのように違うのか、どんな特性を持っているのか、という点を理解する。その上で、そのネット上の情報の善悪や真偽といったものを自分の頭できちんと判断できるという、受信者としての能力ですね。もう一つは、ネットを効果的なコミュニケーションに活用するという、発信者としての能力。この二つに、分けられるんですね。そしてこのネットリテラシー教育というのは、海外ではかなり活発に進められているものです。

例えば、OECD<sup>16</sup>では、昨年(2012(平成24)年)2月にオンラインにおける青少年保護による勧告というものが採択されまして、その中でネットリテラシー教育を今後推進していこうということを提言しています。またカナダやイギリス、フィンランドといった、以前からメディアリテラシー教育に比較的積極的であった国においては、義務教育の段階からかなり力を入れています。一方、日本国内に関してはどうなのかということなのですが、総務省において昨年から青少年のネットリテラシー指標を作るための調査を行っています。また学校現場でも、文科省が2008(平成20)年から学校指導要領において情報モラル教育を小学校から行っていこう、ということ盛り込んでいます。私は仕事柄、全国の教育委員会や学校の先生方にお話を聞く機会があるんですが、現場の先生の中には、特に年配の方になると、ネットリテラシーと言われても何をどのように教えればいいのか、いまいよく分からないという方もまだまだ多いんですね。ですので、今日はそういった点についてより具体的にお話をしていきたいと思います。



渡辺真由子さん

16 Organisation for Economic Co-operation and Development : 経済協力開発機構。ヨーロッパ諸国を中心に日・米を含め 34 かの先進国が加盟する国際機関。OECD は国際マクロ経済動向、貿易、開発援助といった分野に加え、近年では持続可能な開発、ガバナンスといった新たな分野についても加盟国間の分析・検討を行っている。

では、はじめにネットいじめに関して、どういったことを子どもたちに教えていけばいいのかについてお話をさせていただきます。ネットいじめにおける加害者にならないための情報発信を行うに当たっての注意点として、3つの点を挙げております。

まず、ネット上に書き込む情報は匿名ではないということです。よく子どもたちの中では、ネット上への書き込みというのは自分の身元がばれるわけではないだろうと思われているんですね。だからこんなことを書き込んでしまっても大丈夫だろうとか、こんな画像を載せちゃっても問題ないだろう、というふうにどんどん過激になっていく、エスカレートしてしまうということがあります。しかしネット上への書き込みというのは、しかるべき手段を取れば、ほとんどの場合は誰がそれを行ったのかということは、特定可能です。だからこそ、度々問題になりますけれども、犯罪予告のネット上への書き込みで逮捕されているわけですよ。そういった意味で子どもたちには、ネット上への書き込みというのは誰が書き込んだものなのかばれるんだよ、君がやったっていうことは、いずればれてしまうんだよということをはっきりと伝えておく必要があります。

さらに2点目として、ネットの保存性と拡散性というものを子どもたちに理解をしてもらう必要があるということです。と言いますのも、ネット上にいったん投稿された文字や画像というのは、これは削除されない限りは、半永久的にそこに保存され続けてしまうわけですね。さらにそれは簡単にコピーしてペースト、つまり別のサイトに貼り付けることができちゃう。ですから非常に短期間のうちに特定の書き込みや画像が無数のサイトに広がってしまうということがあります。そうしますと被害者側としては、これはもう一生消えないダメージになってしまいます。自分が小学校の時に受けたネットいじめで書き込まれた自分の実名と自分の悪口などが、大学生になっても結婚後もずっとネット上に残っている。これは非常に辛いことですよ。自分が過去にいじめられていたという記録が、新しく出会った人たちの間にも知られてしまうということ、いじめられっ子のレッテルが、一生剥がされないということなんですよ。ですから子どもたちは、もしかしたら本当に軽い気持ちでこういう書き込みをやってしまうのかもしれない。でもそれは決して一時の冗談では済まされないんだよ、ということ伝えていく必要があります。

そして3点目ですが、犯罪になる可能性があるという点ですよ。たとえ子どもが行ったいじめであっても、ネット上で他人の実名をさらして、さらに誹謗中傷の書き込みをしたということになりますと、場合によっては名誉毀損罪が適用されることがあります。実際にそうして逮捕されたケースもありますね。あるいは相手を脅すような内容のメールを送りつけるような場合であれば、脅迫罪に当たる場合もあります。ですから子どもたちというのは、まさか自分のちょっとした行為が犯罪になるわけないと思ってやっているわけですが、君たちそんなの調子に乗ってやっていると捕まるよ、ということ、周囲の大人たちがしっかり教えていく必要があるんですね。

一方で受信者、つまりネットいじめの被害者になってしまった場合のリテラシーとして知っておくべきこととしましては、これはネットいじめに関しては不幸中の幸いとでもいうべきなのですが、従来のいじめと比べて記録が残りやすいという特徴があるんですね。文字であったり画像であったり、何らかの形でいじめられたという形跡がネット上に残るわけです。ですから、まずはそれをいじめの証拠として保存するという事なのですね。例えばメールの文章を印刷しておくとか、嫌がらせの証拠画像を撮影しておいたり、パソコンの画面のスクリーンショット<sup>17</sup>を保存しておいたりということが考えられます。その上でそうした証拠を持って、例えば法務省のインターネット人権相談窓口のようところに相談してみるとか、あるいは全国の都道府県警察のサイバー犯罪相談窓口がありますので、そういったところに対応を求めるといったことになります。

さらに、そもそもネットいじめを子どもたちの間で、子どもたち同士で予防するための方法として、仲間内でお互いを尊重しようというルール決めをさせるということが必要になってくると考えられま

17 screenshot：コンピュータのモニタなどの視覚出力デバイス上に表示されたものの全体または一部分を写した画像のこと。

す。ネットを使う時、携帯を使うとき、まず親子の間でルールを決めましょうというのはよく言われますが、しかしより重要なのは子どもたち同士の中で、仲間内でルールを決めるということです。例えば、私たちの仲良しグループではメールのやり取りは何時までにしようとか、LINEを使う時はすぐに返信しなくてもいいよとか、そういうルールを決めるということなのですね。特にLINEの場合ですと、先ほど安川さんのお話にもありましたように、既読という表示が出てしまいますので、そうなるとうすぐに返信しなければいけないという心理的プレッシャーに子どもは追われることがあります。しかし、お互い勉強している時やお風呂に入っている時、食事をする時など、忙しい時はすぐに返信しなくてもいいようにしようとする。すぐに返信しないからと言って、別にお互い嫌い合っているわけじゃない、ということ子どもたちの間でルールとして確認しておくということなのですね。子どもがLINEなどですぐに返信が来ないという腹を立てるのは、自分が軽く見られている気がして不安になるからなんですね。ですからそのようにすぐに返信しなくても、決してお互いに軽んじているわけじゃないんだよ、ということ事前に了解を取っておくという点ですね。

さて続きまして2点目は、悪ふざけ画像に関してのリテラシー教育は、どんなものを行えばいいのかということについてお話をさせていただきます。悪ふざけ画像というと、皆さんも最近の報道で耳にされているかと思いますが、たとえば飲食店の従業員がお店の冷凍庫に入って、それを嬉しそうにSNSで披露するということが最近相次いで報じられていますよね。こういったものは、場合によっては他者の人権を侵害してしまうような投稿にもなってしまいます。そこでこのような発信者にならないためのリテラシーということで、今回は2つの点を挙げております。

まず、子どもたちは、自分が仲間内のSNSに投稿している画像とか文章というのは、本当に親しい友達しか見ていないと思込んでいるんですね。しかし実際は、いったんネットに投稿したものは世界中に公開されてしまうということが分かっていない。例えば子どもたちの間でパスワードを設定された特定のコミュニティの中で、外から見えない形で運営しているとしても、もしもその中のメンバーの一人がこの画像をほかのみんなにもっと見せてやりたいということで画像をコピーして別の仲間たちに広めてしまったりすると、あっという間にネット上に拡散していきます。ですからとにかく自分が投稿する画像や文章は、世界中に公開されるものであるという意識を常に高く持つということなんですね。

そして二つ目は、集団心理の罠に対する自覚を持つということ。これはどういうことかと言いますと、大体子どもたちが行っている仲間内のSNSというのは、過激な写真ほど評価されるという傾向があります。それは集団特有の規定というものがあって、その中においては過激な画像ほどすばらしいと考えられているという場合があります。だからこそ、そうした仲間内のSNSに投稿する際には、もっとみんなに自慢したいとか、もっとすごいと思われたい、あるいはもっと人気を集めたいと考えて、画像の内容がどんどん過激な方向へエスカレートしてしまうということが、あるのです。俺こんなことしたんだぜ、すごいだろう」というようなことを言いたくなってしまいます。そのような心理があることを、あらかじめ子どもたちに自覚させるということが必要です。君たちが集団でSNSを使う際には、こういう心理が働くことがあるんだよと。それをあらかじめ知った上で使いなさいね、ということなんですね。つまり、子どもに客観視する眼を持たせるということです。特に集団の常識というのは世間の非常識ということもありますので、その辺りをしっかりと理解させておくということです。

さて一方で、その悪ふざけ画像を受信した場合にはどうすればいいかという点ですけれども、これに関するリテラシーとしては、あおらないということなんですよ。やっぱりそういう仲間内でそういう面白い画像が回ってくると、もっと面白いことやれよとか、もっと過激な画像ないのかよ、ということで、ついつい相手に催促してしまう、あおってしまうことがあります。そうするとあおられた相手もなんだかある意味プレッシャーを感じて、もっと仲間を笑わせないといけないというような強迫観念にかられて、より過激な行動に走ってしまうことがあるんですね。そうなってくると、あおってしまった側もある意味共犯者なんですよ。だからこそ、そういった画像が届いても、まず

自分からあおるようなことはするなという点を教える必要があります。さらに、自分がそのような画像を受け取った場合に、不特定多数の人々の目に触れるようなところに拡散してしまっただけというのを、まず自分自身に問い掛けようということですね。この画像を自分がさらに別のサイト、あるいは別の人に知らせるといことは、誰かに迷惑が掛かることなのではないだろうか、そういうことを考える一呼吸を置こうということが必要です。こういったことを、そのような画像を受け取った時のリテラシーとして、子どもたちに教えておくということなんですね。ただ、こうした悪ふざけ画像の場合というのは、そもそも論として、何故そういった行為をしてはいけないのか、ということすら子どもたちは分かっていないということが、一番の問題でもあるわけです。残念ながら「どうしてお店の冷蔵庫に入っちゃいけないの？」というようなレベルであるというのが実態ですので、その辺はまず家庭教育から見直す必要があるのではないかと考えられます。

そして青少年の人権侵害に関する3点目として性被害に関するリテラシーについて、簡単にお話をさせていただきます。ネット上での行動がもとで性的な被害に遭ってしまうというのは、特に女子の間では非常に多いです。ではなぜ女子が性被害に巻き込まれやすいのか、情報を発信するときにどんなことを注意すべきなのか。まずは個人情報、これを子どもたちはかなり安易にネット上に投稿してしまう傾向が見受けられます。自分の顔の画像も本当に素顔丸出しで載せてしまいますし、さらに本名、学校名、住所といったところまで、全部正直にプロフィールに書いてしまうということが決して珍しくないですね。そうやってきますと、子どもたちは自分の詳細なプロフィールが、周りの友達にしか見られていないと思っても、子どもを狙う大人というのはむしろそういったプロフィールを非常に注意深く見て、自分の好みの子はいないだろうか、近くに住んでいる子はいないだろうかということを探し出しているわけです。子どもによっては、「別に私そんなに詳しい個人情報は書いていないし」と言う子もいるのですが、実際には過去の書き込みの中で、今日は最寄駅から何々線に乗ったとか、私の部屋からこういう看板が見えるとか、あるいはバイト先はどこどこだよとか、何とか先生のゼミが超ウザいとか、何気ない書き込みで個人情報を推測できる情報を出してしまっている。そういったものをつなぎ合わせれば、どこの誰かというのが特定されてしまうという怖さがあるんですね。そうしますと、当然ストーカー行為もおびき寄せてしまうということにもつながっていきます。

この情報発信に関する2点目として、性的画像を送ってしまうという問題があります。これは海外では特にアメリカ、カナダ辺りでは、以前から恋人間で性的画像を送るということは、かなり問題行動として認識されていますが、近年日本でも割とそのような行為が見受けられるようになってきました。いったん恋人にそのような性的画像を送ってしまうと、その時はラブラブだからいいけれども、別れてしまったら腹いせにその性的画像をネット上に投稿されてしまうということも、最近ではよく起きているんですね。海外ではこれ、「リベンジポルノ<sup>18</sup>」と呼ばれておりまして、アメリカなどでは最近違法化された州もありますけれども、恋人間などの非常に親しい間柄であっても簡単にそういう画像を撮らせるべきでないということでしょう。さらにネット上で知り合った人から、「お小遣いあげるから君の裸の画像送ってよ」と言われることもよくあります。ではお小遣い欲しさに裸の画像を送ってしまうとどうなるのか。「お前のこの画像をネットに載せちゃうぞ、ばらまくぞ」ということで脅されて、「もし、ばらまかれなくなかったら外で直接会え」と言われて、外で会ったらホテルなんか連れ込まれて、性的な被害に遭ったというようなケースも発生しているんですね。一旦他人に自分の性的画像を渡してしまえば、それはどのよう使われようと、自分でコントロールができなくなってしまうわけです。ですから一生その画像をネタに脅され続けることもありますし、ネット上にばらまかれてしまったら、ほぼ回収が不可能になってしまうというような非常に重大な影響が出てくる。だからこそ、親しい間柄であっても、安易にこういった画像を送るべきではないということですね。

さて一方で、この受信に関して、性被害に関しての受信編ということになりますが、女子中高生の

18 Revenge Porn：離婚した元配偶者や別れた元恋人の裸の写真・動画などをインターネット上に流出させる嫌がらせ行為のこと。

SNSにいろんな人からの誘いのメッセージというものが、毎日のように届いています。しかし、ネット上では年齢も性別も職業も簡単に偽ることが可能です。例えばつい先日発生した三鷹の女子高生ストーカー殺人事件でも、加害者と被害者はFacebookで知り合っているんですね。その際に加害者は、自分の職業を偽って被害者の女性に近づいたということが報じられています。このようにネット上で知り合う場合というのは、相手がどこの誰かという素性ははっきりとは分からない。それはもう誰も保障してくれるものではない。だからこそ簡単に信用すべきではない、ということなんです。さらに、例えばネット上で、ある女子中学生に対して、「私も同じ14歳の女子中学生だよ。仲良くなろうよ」ということで近づいてきて、どこに住んでいる？本名何なの？学校名は？といった具合に、どんどん個人情報聞き出そうとするケースもあります。では、その聞いてくる相手が本当に14歳の女子中学生なのかと言えば、実は53歳のオジサマだったというようなこともあるわけなんです。そんなふう、とくにネットを介して親しげに個人情報を聞き出そうとしてくるような人は、まず一度疑ったほうが良いということですね。

さてこの受信に関して2点目は、子どもを狙う大人の手法です。どのようなテクニックを使って大人が子どもに近づいて来るのかということも、あらかじめ予備知識として子どもに知らせておいた方がいいです。特に大人の近づき方として典型的なのは、子どもの悩みにつけ込むということです。よく親との関係がうまくいっていないとか、学校でいじめにあっているとか、友達との関係がこじれている、というようなことをネット上に書き込む子がいるんですね。そうすると、「どれどれ僕が相談に乗ってあげよ」ということで大人が近づいてきます。子どもとしても自分のことをやっと理解してくれる人が現れた、優しい人だ、ということで一気にその人に心を開いてしまう場合があります。子どもの悩みにつけ込む。まず悩んでいる子どもを探した上で、じわじわと誘い出していくというのが大人が取る典型的な手法として、まず知っておいた方がいいですね。やたらと相談に乗るよと言ってくるような人は、一旦は疑った方がいいですね。

さらにもう一つ、子どもへの誘い方として多いのはモデル事務所。「モデル事務所を紹介してあげる」とか、「新しいモデルさんを探している」ということで、子どもをおびき出そうとするようなメッセージが、子どもたちへのSNSに多数書き込まれています。しかしながら、実際そういうモデル募集というメッセージに誘われて出掛けて行ったところ、実はわいせつな撮影だったというようなケースもあるんですね。特に女の子というのは読者モデルとかファッションモデルという言葉に非常に弱いので、そこにつけ込まれてしまうということがあるわけです。

というわけで、ここまで大きく3つの被害に関してお話をさせていただきました。

続きまして、では、そのようなテーマに関するネットリテラシーをどのように教えれば良いのかということについてお話をさせていただきます。

まず学校の場合ですが、ロールプレイという手法がおすすめです。ロールプレイというのは、与えられた役のそれぞれの立場になりきって何かを演じるということですが、これをネット上で行う。例えばネット上のチャットで、教室の生徒たちの間でいじめる側・いじめられる側に分かれていろいろと文字を送り合ってみる。文章をやり取りしてみる。そうすると授業中であるということのを忘れて、本気で怒り出したり傷ついたりするような子どもたちもいます。こういうことを体験することによって、文字によるコミュニケーションの特性というものを学ぶことができるという効果があるんですね。たとえ画面上の文字であっても言葉と同じように暴力になるんだよということが理解できる。さらに相手の反応に対して、間を置かずどんどん自分も書き込んでいくと、本当に考えを深める暇がない。ぱっと思いついたことを直感的に文字にしてしまう、そういうような傾向にも気付くかと思えます。

さらに家庭の場合には、ネットトラブルの情報を是非親子間で共有していただきたい、ということです。これはそんなに難しい話ではありませんが、日頃ニュースでネットやケータイに関するトラブルは日々報じられていますので、それを親と子どもの間でネタにする。「この事件はインターネットをどんなふうに使ったから被害に巻き込まれてしまったんだろう」とか、「じゃあ被害に巻き込まれない

ためには、ケータイをどんなふうに使えばよかったんだろう」とか、そのようなことを親子で話し合うということなんですね。それによって子どもにとっても親に相談しやすい家庭環境というものも生まれてきます。「ああ、うちの親は私のネット利用を気に掛けてくれているんだな」ということが子どもにも伝わるんですね。さらにルール作り。よく多くの御家庭で決められているルールというのは、「余り利用料金高くなっちゃダメよ」と、お金に関するものが結構多いんですね。でも、それよりももっと必要なのは、例えば「人を傷付けるような書き込みはしたらダメ」とか、「個人情報を書き込まない」とか、「フィルタリングを付ける」とか、「何かあったらすぐに相談してね」といったことです。こういったトラブルを防止するためのルールが重要です。これを家庭内でちゃんと設けましょうということですね。

そして最後に子ども本人の場合です。本人の場合は自分で考える、ということですね。親が子どもに携帯電話を与える前に、まず子どもに、ケータイを持つ必要性、さらにケータイを持つことによるメリット、デメリット、危険の回避方法ということをプレゼンさせる。そうすることによって、子ども自身が自分でケータイを持つべきかどうかを考えられるようになってきます。これは、親から頭ごなしに言われるよりもずっと効果的ですね。そういった意味でキーワードは、「想像力」だと言えるかと思います。

さて、最後にネット関連企業や国の対策として一点御提案しておきたいのが、大人へのモラル教育というもの、是非行ってほしいということです。ネットの利用に伴う青少年保護対策は、様々な取組が行われており、大多数の子どもたちは安心安全にネットを使いたいと思っています。しかし、下心を持った大人が子どもに近づいてきて、いろいろとちょっかいを出してくる。これは、子どもにとっては非常に迷惑な話ですよ。だからこそ、例えば大人のモラルを育てるために、大人がケータイを買う際には青少年健全育成条例に関するパンフレットも一緒に渡すとか、メディアが発信する性情報を鵜呑みにしないようリテラシーを、大人にも養うための研修を行っていくといった、大人への啓発というものも是非一度考えていただきたいなということ、最後に御提案させていただいて、私の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### 【横田】

渡辺さんありがとうございました。

最初に安川さんから、子どもたちは気が付いていないけれども、無防備にLINEを使うことによって様々な被害を受けることがあるということ、具体的な事例を交えてお話しいただきました。そのあと吉川さんから、とりわけ有害な情報、犯罪性のある情報の公開等についてお話がありました。その場合に特に犯罪性があるものについて、それがなかなか取締りが難しい。誰がそういう犯罪性のある情報を提供しているかについての特定が難しい。したがって取締りも難しい。それが国際的なものになるともっと難しい。しかも失った名誉なり、あるいはその損害について、それを回復する方法というのも非常に困難である、といったお話がありました。

そうすると、特に子どもたちを中心に、インターネットを通じての有害な情報に関わらないようにすることができるのかということが重要であり、それを最後に渡辺さんが加害者にならないためと、被害者にならないための発信受信の両方から具体的な例を挙げてお話しいただき、最後に具体的にどういう教育をしていったらいいかというお話がありました。

3人のパネリストの発題を通じて、インターネットを巡る人権侵害の状況、とりわけ子どもがその被害者になり、また加害者にもなっている状況ですね。これは考えさせられるところがたくさんあったと思います。

\*このシンポジウムの「基調報告」の様子は、動画共有サイトYouTubeの「人権チャンネル」にて視聴可能です。

<https://www.youtube.com/jinkenchannel>